

平成17年度
宮城県環境白書

ENVIRONMENTAL WHITE PAPER
IN MIYAGI

宮 城 県

第5部 環境基本計画の 推進体制等

第1節 環境行政の推進体制等

1 環境行政組織の状況

本県における環境行政組織は、現在、環境生活部の5課1室及び各保健福祉事務所、保健環境センター、原子力センター、地方振興事務所等で構成されている（図5-1-1）。

環境政策課は3班1チームで構成し、環境行政の総合的企画及び調整を主として行っている。具体的には環境基本計画の進行管理、ISO14001の運用管理、地球環境保全対策、環境影響評価条例等に基づく環境影響評価の審査、環境学習支援等の地域環境保全対策、「環境立県みやぎ」の創造のための総合的企画調整などを主に所掌している。

環境対策課は4班で構成し、大気環境保全対策、騒音・振動対策、悪臭防止対策、自動車交通公害防止対策、水環境保全対策、閉鎖性水域環境保全対策、地盤沈下対策、化学物質対策、ダイオキシン類対策、土壌汚染対策、公害防止協定の締結とその進行管理等を行っている。

原子力安全対策室は、原子力対策の総合的調整及び女川原子力発電所の周辺地域における安全に係る事務を所掌している。

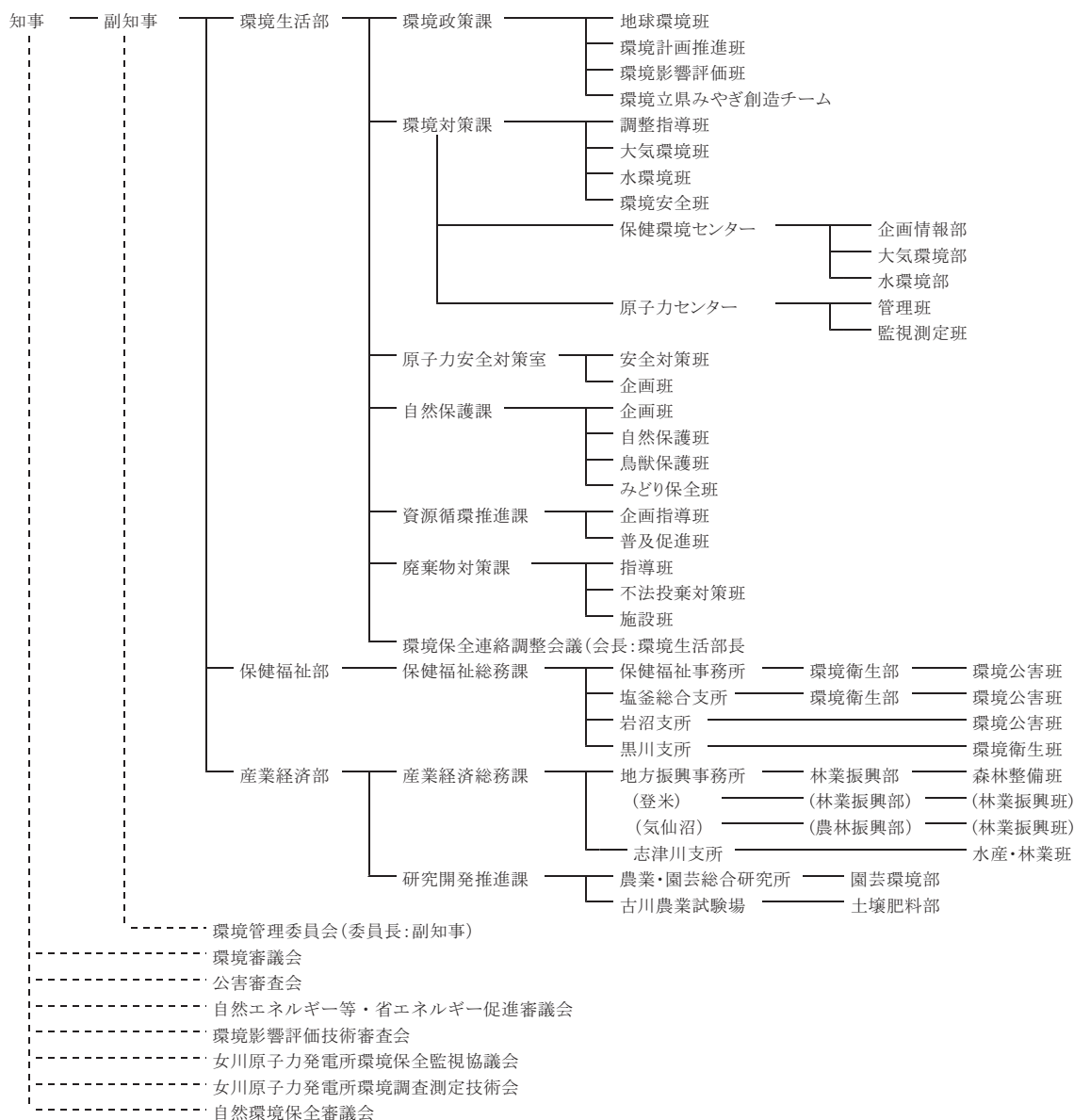
自然保護課は4班で構成し、自然保護対策、鳥獣保護対策、自然公園保護対策、“みどり”資源の保全・創造に係る事務を所掌している。

資源循環推進課は2班で構成し、資源循環の推進に係る事務を所掌している。

廃棄物対策課は3班で構成し、廃棄物の適正処理の推進、廃棄物処理施設の適正な設置・管理の推進に係る事務を所掌している。

地方機関としては、各保健福祉事務所（支所）に環境公害班（仙台保健福祉事務所黒川支所については環境衛生班）を、各地方振興事務所等に森林整備班（登米及び気仙沼地方振興事務所については林業振興班）を設置し、生活環境及び自然環境の保全に努めている。また、環境の状況を把握し、公害防止のための措置を適正に実施するために必要な測定、文政、検査及び試験研究を行う機関として保健環境センターを設置しているほか、女川原子力発電所の周辺地域における環境放射能等の監視測定、解析研究等を行うため、原子力センターを設置している。

なお、公害に関する苦情について住民の相談に応じ、必要な指導、助言を行う公害苦情相談員を環境政策課、環境対策課及び各保健福祉事務所（支所）に13人配置し、また、自然環境保全のための監視・指導を行う自然保護員を各地方振興事務所等に78人配置している。



▲図5-1-1 環境行政組織図（平成17年4月1日現在）

2 審議会等の状況

(1) 自然環境保全審議会

【自然保護課・薬務課】

宮城県自然環境保全審議会は、自然環境保全法第51条及び自然環境保全審議会条例に基づいて昭和47年10月に設置された。審議事項は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び「温泉法」の規定に基づく権限に属する事項のほか、自然環境に関する重要事項を調査・審議している。平成17年3月31日現在の委員の構成は、学識経験者18人、県議会議員2人、国の行政機関の職員1人の計21人である。また、専門的事項を調査・審議するため、専門委員10人が置かれている。

さらに下部組織として自然環境部会と温泉部会が設置されている。自然環境部会は9名、温泉部会は9名で構成されており、会長が審議会委員及び専門委員のうちから部会に属する者を指名している。各部会の審議事項は、自然環境保全審議会条例に基づき、その権限に属する事項について調査・審議を行っている。（表5-1-1）

▼表5-1-1 自然環境保全審議会開催状況

会議の種別	開催年月日	議 題
審 議 会	平成16年 8 月 5 日	・ 県指定鳥獣保護区の指定等について
	平成17年 2 月 4 日	・ 自然環境保全審議会会長の選出等について ・ 宮城県ニホンザル保護管理計画（案）について ・ 国定公園に関する公園事業の決定について
自 然 環 境 部 会	平成17年 2 月 4 日	・ 国定公園に関する公園事業の決定について
温 泉 部 会	平成16年 7 月 5 日	・ 掘削に関する審議 1 件 ・ 動力装置に関する審議 6 件
	平成16年10月18日	・ 掘削に関する審議 4 件 ・ 動力装置に関する審議 3 件
	平成17年 3 月 1 日	・ 掘削に関する審議 6 件 ・ 動力装置に関する審議 3 件

(2) 環境審議会

【環境政策課】

宮城県環境審議会は、環境基本法第43条及び環境審議会条例に基づき、公害対策審議会（昭和46年 3 月設置）に替えて平成 6 年 8 月に設置され、本県の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議している。平成17年 3 月31日現在の委員は、学識経験者20人、県議会議員 2 人、国の行政機関の職員 3 人の計25人で構成されている。また、専門的事項を調査するため、水質専門委員 8 人、地盤沈下専門委員 6 人、環境基本計画専門委員10人が委嘱されている。

▼表5-1-2 環境審議会開催状況

	開催年月日	審 議 内 容
環境審議会	平成16年 8 月27日	・ 新しい環境基本計画の策定について（諮問）
	平成16年12月20日	・ 河川環境基本の類型指定の見直しについて（諮問） ・ 平成17年度公共用水域・地下水水質測定計画について（諮問） ・ 産業廃棄物の適正処理に向けた施策の在り方について（諮問）
	平成17年 3 月22日	・ 河川環境基本の類型指定の見直しについて（答申） ・ 平成17年度公共用水域・地下水水質測定計画について（答申）
水質専門委員会	平成17年 1 月31日	・ 河川環境基本の類型指定の見直しについて ・ 平成17年度公共用水域・地下水水質測定計画について
環境基本計画策定専門員会議	平成16年11月17日	・ 環境の現状と課題、計画策定の方向性に係る検討について
	平成16年12月20日	・ 計画の基本方針に係る検討について
	平成17年 1 月24日	・ 計画の基本方針に係る検討について

(3) 自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会

【環境政策課】

自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会は、自然エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条に基づき、平成15年12月25日に設置され、同条例第 9 条に定める本県における自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画及びその他重要事項を調査審議している。平成17年 3 月31日現在の委員は、学識経験者18人、行政機関の職員 2 人の計20人で構成されている。

▼表5-1-3 自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会

会議の種類	開催年月日	審 議 内 容
自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会	平成16年7月30日	・宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進計画の策定について（諮問）
	平成16年10月15日	・宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進計画の策定について（審議）

(4) その他の連絡調整機関

① 仙塩地域七自治体公害防止協議会

仙塩地域七自治体公害防止協議会は、仙台港湾公害防止対策地域に立地する事業者と公害防止協定等の締結及びその執行について審議調整する機関として、県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町の7自治体により昭和47年に設置された。

平成16年度は、仙台港湾公害防止対策地域に立地する1事業者と新たに公害防止に関する確認書を取り交わした。

② 相馬共同火力発電株式会社新地発電所に係る公害防止協議会

相馬共同火力発電株式会社新地発電所に係る公害防止協議会は、県と相馬共同火力発電株式会社で締結した新地発電所の公害防止協定に関し意見の調整を図る機関として、県、角田市、岩沼市、柴田町、丸森町、亘理町及び山元町の7自治体により平成元年に設置された。

③ 細倉鉾山に係る公害防止連絡協議会

細倉鉾山に係る公害防止連絡協議会は、県及び鶯沢町と三菱マテリアル株式会社、細倉鉾業株式会社、細倉製錬株式会社、細倉ケミカルズ株式会社及び大手金属株式会社で締結した細倉鉾山の公害防止協定に関し意見の調整を図る連絡機関として、県、築館町、若柳町、栗駒町、鶯沢町、金成町及び石越町の7自治体により平成14年に設置された。

市町村合併により、現在は、県、栗原市、登米市の3自治体となった。

④ 環境保全連絡調整会議

環境保全連絡調整会議は、環境保全に関する県庁内関係部局間の意見調整機関として平成6年12月に設置されたもので、県条例、規則等の制定や規制地域の指定など環境保全に関する重要事項について庁内の連絡調整を行っている。平成16年度は、新たな環境基本計画の策定に関して、環境保全連絡調整会議幹事会を開催した。

⑤ 環境管理委員会

環境管理委員会は、県の環境マネジメントシステム全般に関する審議機関として平成12年7月に設置され、環境目的・目標の設定、環境マネジメントプログラム、環境目的・目標の達成状況の監視測定等に関し審議を行っている。平成16年度は、環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001の認証取得後の運用及び継続的改善等について審議を行った。

3 関係機関との連携・協力

本県の環境を保全するための、関係機関との連携・協力状況は、表5-1-3のとおりである。

▼表5-1-4 関係機関との連携・協力状況

関係機関名称	設置年度	目 的	活動状況
宮城県自動車交通公害対策推進協議会	H8	自動車交通公害問題を抜本的に解決するため、関係機関で組織的に対策を講じることを目的とし設置	計画策定時等に随時開催
水質汚濁対策連絡協議会	阿武隈川 (S48) 名取川 (S48) 江合・鳴瀬川 (S54) 北上川 (S46)	河川の水質汚濁に関する関係機関の連絡調整を図るため、阿武隈川、名取川、江合・鳴瀬川、北上川の各水系ごとに設置	水質事故対策演習時
宮城県地盤沈下防止対策委員会	S49	県では地盤沈下を防止するために、地盤沈下に対する調査並びに防止対策の検討に関する関係機関及び地方公共団体相互の連絡調整を図ることを目的として設置	地盤沈下に対する調査並びに防止対策の検討時に随時開催
高速自動車道騒音等防止対策連絡協議会	S55	県、沿道市長村及び日本道路公団、宮城県道路公社等関係機関の協議により、高速自動車道沿線における騒音等防止対策の促進と効率化を図る。	年 1 回開催
東北新幹線鉄道騒音等対策会議	S59	県、沿道市長村及び東日本旅客鉄道株式会社等関係機関の協議により騒音低減対策等の推進を図る。	年 1 回開催
東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会	S53	各県における騒音・振動防止対策への取組や環境基準達成状況について情報交換及び協議をすることで、国及び関係機関に対する要望活動を行う。	年 1 回開催
航空機騒音対策会議	S59	仙台空港及び航空自衛隊松島飛行場に係る航空関連問題について連絡調整することにより、環境基準の達成及び騒音苦情解消等について関係機関への要請を行う。	年 1 回開催
三陸水系流域委員会			
三陸水系流域委員会 気仙沼地域委員会	H12	河川整備の新たな計画制度として学識者や大川流域の地域住民の意見を反映した河川整備計画を策定するため措置	委員会を 3 回開催
江合川(1)流域の河川整備に係る意見交換会	H13	河川整備の新たな計画制度として学識者や田尻川流域等の地域住民の意見を反映した河川整備計画を策定するため措置	委員会を 3 回開催
増田川圏域の河川整備に係る意見交換会	H13	河川整備の新たな計画制度として学識者や増田川流域等の地域住民の意見を反映した河川整備計画を策定するため措置	委員会を 1 回開催

第2節 環境基本計画実施計画関連計画等

県では、「環境基本条例」に基づき、県の環境施策等を進めるうえでの総合的指針であり、事業者、県民及び市町村が環境の保全や創造に関する取り組みを進めるうえでの指針となる「宮城県環境基本計画」を平成9年3月に策定した。環境の保全・創造に関する各般の施策を着実に進めていくためには、各分野における具体的な実施計画等の策定・推進が必要である。このため、「宮城県環境保全率先実行計画（第2期）」、「自動車交通公害防止計画」等を策定したほか、平成15年度には「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画～新・宮城県地球温暖化対策地域推進計画～」を策定するなど、個別計画等を順次策定・改定し、推進している。

▼表5-2-1 宮城県環境基本計画関連実施計画等

大区分	小区分	計画等の名称
基本計画の実施計画等		環境基本計画実施計画（平成13年度～17年度） 環境保全率先実行計画（第2期） 県民環境配慮行動指針 事業者のための環境配慮指針
自然環境の保全・創造	自然環境質の充実	自然環境保全基本方針 自然環境共生指針 伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画
	希少野生生物種の保全	宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドデータブック－
環境への負荷削減と良好な環境の保全・創造	大気環境の保全、地域における生活環境の保全	自動車交通公害防止計画
	水環境の保全	生活排水処理基本構想 釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第4期） 松島湾リフレッシュ事業マスタープラン
	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物処理計画 分別収集促進計画 ごみ処理広域化計画 家畜排せつ物の利用の促進を図るための宮城県計画 宮城県における建設リサイクル法の実施に関する指針 環境・リサイクル産業団地形成基本構想
質の高い、より良い環境の創造に向けた地域づくり		景観形成指針 みどりの文化の創造計画
地球環境の保全	地球温暖化対策	“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画（新・地球温暖化対策地域推進計画） エネルギー効率的利用計画 森林吸収源対策推進プラン
環境保全に係る基本的・基盤的手法		環境教育基本方針 仙台湾地域公害防止計画